平成２９年（フ）第１３６号
福岡市南区清水２丁目13番37号
債務者　正木　繁喜
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６号
奈良市富雄元町４丁目４番47―105号
債務者　窪　　利子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
北海道苫小牧市音羽町１丁目14番15号　ハイツまるいＮＯ131―202号
債務者　日下　孝之
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３号
宮城県遠田郡美里町北浦字彫堂２番地３
債務者　畑中　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
福島県郡山市並木４丁目５番地の３
債務者　松田　広喜
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
福島県須賀川市木之崎字下屋敷21番地１
債務者　石田　淳一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
金沢市西泉４丁目98番地１　セジュール山田103号、従前の住所石川県野々市市押野１丁目５番地
債務者　ｓｃｅｎｅこと　杉山　真一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
三重県津市海岸町17番２号　コーポビーチ２―10
債務者　村上　良治（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８４６号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―805号
債務者　溝本　義之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
神戸市長田区六番町８丁目３番地の２カサベラセントラルプラザ長田901号
債務者　島田　紳一
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
神戸市灘区青谷町４丁目４番29号
債務者　錦織佐千子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３号
神戸市長田区梅ケ香町２丁目４番５号
債務者　吉田　厚弘
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列354番地３
債務者　市本　桂子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３３０号
愛媛県松山市西石井１丁目９番31号　西岡プラザ402号
債務者　池田　悠希
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５５号
愛媛県松山市祝谷３丁目６番30号　サーパス祝谷201
債務者　横山　武司
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６６号
愛媛県松山市下伊台町1044番地１
債務者　村上　良輔
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７５号
愛媛県松山市保免中２丁目12番１号
債務者　清水　英一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部